

**「世界遺産・二条城ウエディング」
企画運營業務の委託に係る事業者選定募集要項**

1 募集の趣旨

元離宮二条城では、平成21年度から「世界遺産・二条城ウエディング」事業を実施している。本件は契約締結から令和10年12月まで（事業の実施は令和8年1月から令和10年12月まで）の企画運營業務の委託に係る事業者の募集を行います。

「世界遺産・二条城ウエディング」事業の実施に当たっては、婚礼サービスの専門的な知識、ノウハウを有する事業者への委託により行い、選定においては、競争性の確保を図るとともに、高い企画力と運営力を有する事業者を確保するため、プロポーザル方式によることとし、当該業務の受託を希望する事業者を広く公募します。

2 応募資格

- (1) 本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者であること。
- (2) 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下「複合体事業者」という。）の参加も認めるものとする。複合体事業者の場合にあっては、構成員が本公募の他の応募者（他の参加者がグループである場合は、その代表者及び構成員）でないことを要件とする。また、複合体事業者の中から代表となる法人又は個人（以下「代表者」という。）を定め、本市への質疑や書類の提出等は代表者が行うこと。
- (3) 事業者（複合体事業者の場合は少なくとも1者）の本社又は主たる事務所が京都市内に（個人の場合は住民票が京都市内に）存し、婚礼挙式施設又は挙式の運営に係る業務を3年間以上継続して適正に営業していること。
- (4) 事業者が次の各号に該当する場合は、応募できない。

ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者

イ 有資格者名簿に登載されていない者で本市に市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者

ウ 契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者

エ 事業者の役員又は使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者

カ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者

キ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ク 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

ケ 事業者の役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である場合

3 委託業務

別添「仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和10年12月28日まで

5 応募申込及び提出書類

(1) 申込方法

持参又は簡易書留により、「12 問合せ及び提出先」へ郵送してください。

なお、持参の場合は、事前に元離宮二条城事務所に連絡すること。

(2) 受付期間

令和7年5月16日（金）から令和7年6月9日（月）午後5時必着

※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで。

※ 受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けできません。

(3) 提出書類

次の書類を原本1部、写し5部の合計6部提出してください。

ア 参加申込書（様式1）及び企画提案書（様式任意）

(ア) 入城方法や会場までのルート、儀式の進行手順等を含めて具体的に提案してください。

(イ) 挙式希望者の募集計画、広報計画、必要経費（見学相談会の企画案・収支案を含む）

(ウ) 運営体制

(エ) 挙式料とそれに係る委託料及び基本プラン料金の金額及び積算内訳（積算内訳を具体的に） ※複数案提案してください。

(オ) オプションプランの企画案 ※3案以上提案してください。

(カ) フォトプランの企画案

(キ) 申込者と事業者が取り交わす契約書案

イ 直近3年間の挙式施設又は挙式運営に係る営業実績を記載した書面（様式任意）

ウ 事業者の概要（法人の名称・代表者名、主たる事務所の所在地、郵便番号、電話番号、担当者名、資本金又は出資金、従業員数、直近3年間の決算期の総売上額、営業内容等）

エ 履歴事項全部証明書（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）

オ 法人にあつては財務諸表（提出日の直前3事業年度の各年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含むものに限る。）、個人にあつては直前3年間の確定申告書の写し

カ 納税証明書等（提出日の直前3事業年度の納税に係る証明書）

(ア) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）

キ 誓約書（様式2）

ク 暴力団排除措置に係る誓約書（様式３）

ケ 複合体事業者として応募する場合は、複合体事業者協定書の写し及び役割分担が明記された体制図（様式任意）

※ カ〜クについては、有資格者名簿に登載されている方は不要です。

※ イ〜クについては、複合体事業者の場合、構成員ごとに該当する書類の提出が必要です。

ただし、イについては、実績がない構成員については、提出は不要とします。

(4) 留意事項

ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とします。

イ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

ウ 提出された全ての書類等は返却できません。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合以外は認めません。提出された書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがあります。

オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

カ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

6 質疑受付

(1) 受付方法

質問書（様式４）を作成のうえ、持参、郵送又はFAXにより、「12 問合せ及び提出先」へ提出してください。

FAXで提出された場合は、送信後、必ず電話により到達の確認をしてください。

(2) 受付期間

令和７年５月２３日（金）午後５時まで。

※ 持参の場合は、午前９時から午後５時まで。

※ 受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けできません。

(3) 回答方法

受け付けた質問及びその回答は、令和７年５月２８日（水）までに、元離宮二条城ホームページに掲載します。

7 面接及び審査

元離宮二条城事務所において、提出書類により、応募資格の有無を確認します。その後、別に定める評価基準に基づき、提出書類及び面接による審査を行い、第１候補者及び次点者を決定します。

（面接日時・会場）

令和７年６月中旬（予定）

二条城内休憩所北側レクチャールーム（予定）

8 審査の視点

(1) 世界遺産・二条城及び文化財の重要性を十分に認識しているか

(2) 提案内容は、事業の趣旨及びコンセプトを十分に踏まえ、かつ独自性があるか

- (3) 本事業で予定している実施件数を実現できるか
- (4) 委託業務を円滑に実施するための経験と体制を有しているか
- (5) 挙式料とそれに係る委託料及び基本プラン料金の金額の見積金額及び積算内訳は、適正であるか
- (6) オプションプランの内容及び料金は、適正であるか
- (7) フォトプランの内容及び料金は、適正であるか

(1) 及び(6)は10点満点、(2)～(4)及び(7)は15点満点、(5)は20点満点の合計100点満点とし、評価点は60点以上であることを選定の条件とします。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルは成立することとし、審査・選定を行います。

9 受託候補者の決定

審査終了後、受託候補者を選定し、選定結果については、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由を郵送により通知するとともに、元離宮二条城ホームページにて公表します。審査結果についての異議申立は受け付けません。

受託候補者を選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合、又は第1候補者が辞退した場合等については、次点者を受託候補者として選定します。

また、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断された場合は、受託候補者を選定しない場合があります。

10 契約等

選定した受託候補者と協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の契約条件について合意に達した後に委託契約を締結します。なお、協議の中で仕様書と異なる内容が生じた場合は見積書の再提出を求めることがあります。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点者を受託候補者として協議を行い、契約条件について合意に達したときに契約を締結します。

また、業務内容の詳細な確認及び協議を行う中で、提案内容を一部変更する場合があります。

11 主なスケジュール（予定）

内 容	日 程
応募申込受付期間	令和7年5月16日（金）～6月9日（月）
質疑受付期間	令和7年5月16日（金）～5月23日（金）
審 査	令和7年6月中旬（予定）
事業者の決定	令和7年6月中旬（予定）
本市との調整会議	事業者決定後随時開催
挙式受付開始	契約締結日の翌日から
挙 式 開 始	令和8年3月1日（日）

12 問合せ及び提出先

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

京都市元離宮二条城事務所（担当：大村、一ノ宮）

電話番号 075-841-0096

FAX 番号 075-802-6181